

○大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成25年3月4日

条例第27号

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を公布する。

大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者等)

第4条 法第78条の2第4項第1号（法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条例で定める者は、法人である者又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）とする。

(共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条の2 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同項第2号の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条、第4条の4及び第9条に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第1条から第3条まで及び第37条の2並びに指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第12条、第19条、第21条、第22条第4項、第23条から第27条まで、第28条第1項、第29条から第35条まで及び第36条第1項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下「令和6年改正省令」という。）附則第2条（指定地域密着型サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めるところによる。

(共生型地域密着型サービスに係る管理者の責務)

第4条の3 共生型地域密着型サービスの事業を行う者（以下「共生型地域密着型サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条

の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第12条、第19条、第21条、第22条第4項、第23条から第27条まで、第29条から第35条まで及び第36条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条に係る部分並びに次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(共生型地域密着型サービスに係る記録の整備)

第4条の4 共生型地域密着型サービス事業者は、利用者に対する共生型地域密着型サービスの提供に関する指定地域密着型サービス基準第37条の3において読み替えて準用する指定地域密着型サービス基準第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第9条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービス基準第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第3条の2から第3条の27まで、第3条の28第1項及び第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41並びに第3条の42並びに令和6年改正省令附則第2条
- (2) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第4条から第12条まで、第13条第1項及び第3項、第14条から第16条まで並びに第17条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の20まで、第3条の25、第3条の26、第3条の30の2から第3条の36まで及び第3条の38から第3条の39まで並びに令和6年改正省令附則第2条
- (3) 指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）（指定療養通所介護（指定地域密着型サービス基準第38条に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を除く。） 指定地域密着型サービス基準第19条から第27条まで、第28条第1項、第29条から第35条まで及び第36条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39及び第12条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第38条から第40条の10まで、第40条の11第1項から第4項まで、第40条の12から第40条の14まで及び第40条の15第1項並びに指定地域密着型サー

ビス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の8から第3条の11まで、第3条の14から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第24条（第3項第2号を除く。）、第25条及び第30条から第35条まで並びに令和6年改正省令附則第2条

- (5) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第41条から第47条まで、第50条から第52条まで、第54条及び第60条第1項並びに附則第2条並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第12条、第23条、第24条、第28条第1項及び第30条から第35条まで並びに令和6年改正省令附則第2条
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第62条から第84条まで、第86条、第86条の2及び第87条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第30条、第33条及び第34条並びに令和6年改正省令附則第2条並びに第3条及び第4条（これらの規定のうち指定地域密着型サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。）
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第89条から第106条まで及び第107条第1項並びに附則第8条並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条、第82条の2、第84条及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型サービス基準第109条から第114条まで、第116条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第32条、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条及び第86条の2並びに附則第17条及び第18条並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条
- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第130条第1項に

規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。) (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に係るものを除く。) 指定地域密着型サービス基準第130条、第131条、第132条(第1項第1号イを除く。)、第133条から第155条まで及び第156条第1項並びに附則第14条から第16条まで並びに指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第28条第1項、第32条、第34条第1項から第4項まで及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条並びに第6条(指定地域密着型サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。)

(10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。) 指定地域密着型サービス基準第131条及び第158条から第168条まで並びに附則第16条並びに指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第28条第1項、第32条、第34条第1項から第4項まで、第86条の2、第133条から第135条まで、第138条、第141条、第143条から第147条まで、第151条から第155条まで及び第156条第1項並びに令和3年改正省令附則第6条第2項及び第7条(これらの規定のうち指定地域密着型サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。)並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条

(11) 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型サービス基準第170条から第180条まで及び第181条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第28条第1項、第30条、第33条、第34条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条、第81条から第84条まで、第86条及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
(指定地域密着型サービスに係る管理者の責務)

第6条 指定地域密着型サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の27まで、第3条の28第3項、第3条の29から第3条の39まで、第3条の40第1項、第3条の41第2項及び第3条の42並びに令和6年改正省令附則第2条

- (2) 指定夜間対応型訪問介護 指定地域密着型サービス基準第9条から第12条まで、第13条第3項、第14条から第16条まで及び第17条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の20まで、第3条の25、第3条の26、第3条の30の2から第3条の36まで及び第3条の38から第3条の39まで並びに令和6年改正省令附則第2条
- (3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第23条から第27条まで、第29条から第35条まで、第36条第1項及び第37条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第40条の5から第40条の10まで、第40条の12から第40条の14まで、第40条の15第1項及び第40条の16並びに令和6年改正省令附則第2条
- (5) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第50条から第52条まで、第54条及び第60条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38の2、第3条の39、第12条、第23条、第24条及び第30条から第35条まで並びに令和6年改正省令附則第2条
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第68条から第84条まで、第86条、第86条の2及び第87条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第30条、第33条及び第34条並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準第94条から第106条まで及び第107条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の34まで、第3条の36、第3条の38から第3条の39まで、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条、第82条の2、第84条及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第113条、第114条、第116条から第127条まで及び第128条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第32条、第33条、第34条第1項から第4項まで、第80条及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条
- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものを除く。） 指定地域密着型サービス基準第133条から第155条まで及び第156条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条

の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第32条、第34条第1項から第4項まで及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条

(10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。） 指定地域密着型サービス基準第161条から第168条まで並びに指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の38の2、第3条の39、第32条、第34条第1項から第4項まで、第86条の2、第133条から第135条まで、第138条、第141条、第143条から第147条まで、第151条から第155条まで及び第156条第1項並びに令和3年改正省令附則第6条第2項及び第7条並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条

(11) 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第176条から第180条まで及び第181条第1項並びに指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の7から第3条の11まで、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の30の2、第3条の32から第3条の36まで、第3条の38から第3条の39まで、第30条、第33条、第34条、第68条から第71条まで、第74条から第76条まで、第78条、第79条、第81条から第84条まで、第86条及び第86条の2並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで

（指定地域密着型サービスに係る記録の整備）

第7条 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定地域密着型サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項各号に掲げる記録
- (2) 指定夜間対応型訪問介護 指定地域密着型サービス基準第17条第2項各号に掲げる記録
- (3) 指定地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準第36条第2項各号に掲げる記録
- (4) 指定療養通所介護 指定地域密着型サービス基準第40条の15第2項各号に掲げる記録
- (5) 指定認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準第60条第2項各号に掲げる記録
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第87条第2項各号に掲げる記録
- (7) 指定認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準第107条第2項各号に掲げる記録
- (8) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準第128条第2項各号に掲げる記録
- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものを除く。） 指定地域密着型サービス基準第156条第2項各号に掲げる記録

(10) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係るものに限る。） 指定地域密着型サービス基準第169条において読み替えて準用する指定地域密着型サービス基準第156条第2項各号に掲げる記録

(11) 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準第181条第2項各号に掲げる記録

（指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員）

第8条 指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）の1の居室の定員は、4人以下とする。

（電磁的記録等）

第9条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（指定地域密着型サービス基準第3条の7第2項第2号に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

(1) 第4条の2に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項に係る部分

(2) 第5条第1号に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項に係る部分

(3) 第5条第2号に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第18条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項に係る部分

(4) 第5条第3号に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第37条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項に係る部分

(5) 第5条第4号に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項に係る部分

(6) 第5条第5号に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第61条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項に係る部分

(7) 第5条第6号に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第88条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項に係る部分

(8) 第5条第7号に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第95条第1項及び指定地域密着型サービス基準第108条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項に係る部分

(9) 第5条第8号に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第116条第1項及び指定地域密着

型サービス基準第129条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項に係る部分

(10) 第5条第9号に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第135条第1項及び指定地域密着型サービス基準第157条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項に係る部分

(11) 第5条第10号に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第169条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項及び第135条第1項に係る部分

(12) 第5条第11号に定める基準のうち指定地域密着型サービス基準第182条において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の10第1項に係る部分

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付等（指定地域密着型サービス基準第183条第2項に規定する交付等をいう。）のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）によることができる。

（区域外の事業所に係る基準等の特例）

第10条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第78条の2第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合にあつては、当該事業所に係る同項の条例で定める数、同条第4項第1号の条例で定める者、法第78条の4第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、当該事業所の所在地の市町村の条例に定めるところによる。

（指定地域密着型サービス基準等の改正に伴う経過措置）

第11条 指定地域密着型サービス基準（指定地域密着型サービス基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定地域密着型サービスの事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日条例第52号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第59号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第34号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第25号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第45号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。